

建築計画概要書その他の書類の閲覧について

**平成27年1月1日から
「建築計画概要書」の閲覧規則が改正されました。**

改正の背景

新発田市では、建築計画概要書の閲覧制度を利用し、建築工事にかかるダイレクトメールが送られるなどの事例が多く発生しております。

本来、建築基準法第93条の2の規定は、建築計画概要書等を閲覧の用に供し周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買をも防止しようとするものであって、利害関係を有しない者が本制度の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的のために当該図書の閲覧を請求する場合には、当該請求を拒否しても違反ではない旨、平成21年11月18日付で、国土交通省より技術的助言が発出されております。

こういったトラブルを防止し、閲覧制度の本来の目的に即したものにするため「新発田市建築基準法施行細則」の改正を行いました。

改正内容

(閲覧の停止又は禁止)

第28条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧しようとする建築物又は工作物を特定しない者。

○どうしても統計調査等で閲覧が必要な方については、担当係員へご相談ください。

○閲覧後に、転記した内容を確認させていただくことがあります。

新発田市建築課建築審査係
TEL:0254-26-3557